

5

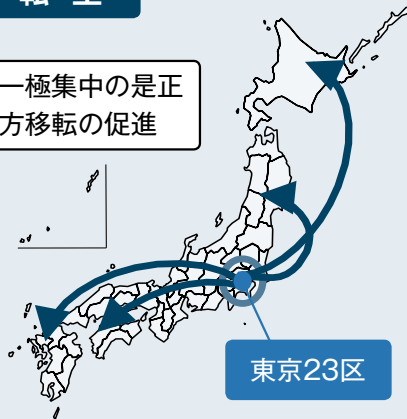
地方活力向上地域特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度

制度の概要

- 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業者が、認定された計画の実施に必要な資金（設備資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 地方活力向上地域特定業務施設整備計画^(※1)とは、次のいずれかの事業を実施する場合の計画です。
移転型：東京23区にある特定業務施設^(※2)を地方活力向上地域^(※3)に移転し、整備する事業
拡充型：拡充型事業の対象地域^(※4)において特定業務施設を整備する事業

移転型

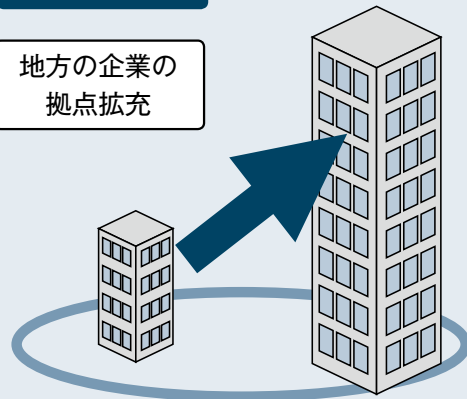
東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

拡充型

地方の企業の
拠点拡充



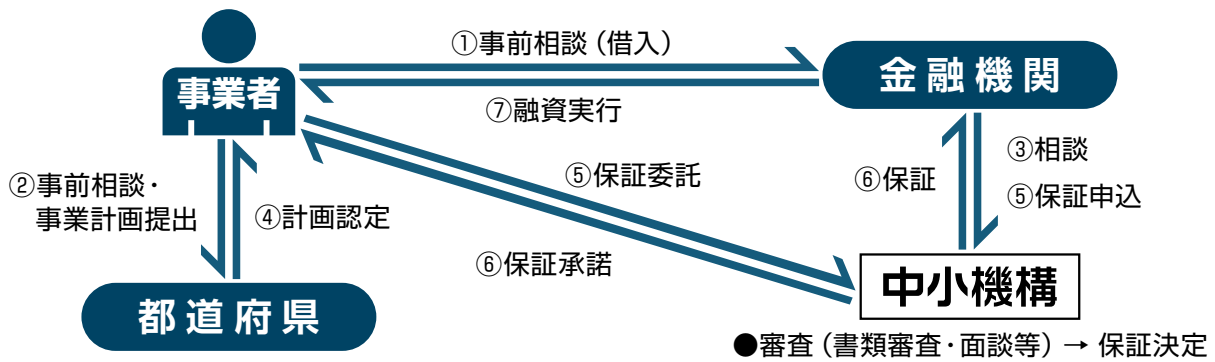
- (※1) 都道府県が作成し内閣総理大臣に認定された地域再生計画に適合していること等が必要です。
【詳細は、地域再生法第17条の2第1項をご参照ください。】
- (※2) 特定業務施設とは、次のいずれかに該当するものです。
①本店又は主たる事務所（管理部門等）、②研究所、③研修所
【詳細は、地域再生法施行規則第8条をご参照ください。】
- (※3) 地方活力向上地域とは、首都圏、近畿圏及び中部圏の大都市以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域です。
【詳細は、地域再生法第5条第4項第5号、地域再生法施行令第5条をご参照ください。】
- (※4) 拡充型事業の対象地域とは、地方活力向上地域のうち内閣府令で定める要件に該当する地域です。
【詳細は、地域再生法施行規則第29条をご参照ください。】

- 中小機構の債務保証の審査は、都道府県知事による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。（中小・中堅～大企業まで利用可能）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定

- 当該計画は、都道府県が作成し内閣総理大臣による認定を受けた地域再生計画に適合するものであること等が必要です。
- 認定を受けた事業者は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置を受けられます。
- 認定要件・留意事項・支援措置について、併せてP18、19をご参照ください。

申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、都道府県へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただけます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただけます。

保証条件

項目	内容
根拠法・条文	地域再生法第17条の3
対象事業者	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入の元本の30%
保証期間	10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	認定計画で認められた用途のうち設備資金
担保	原則として徴求 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。